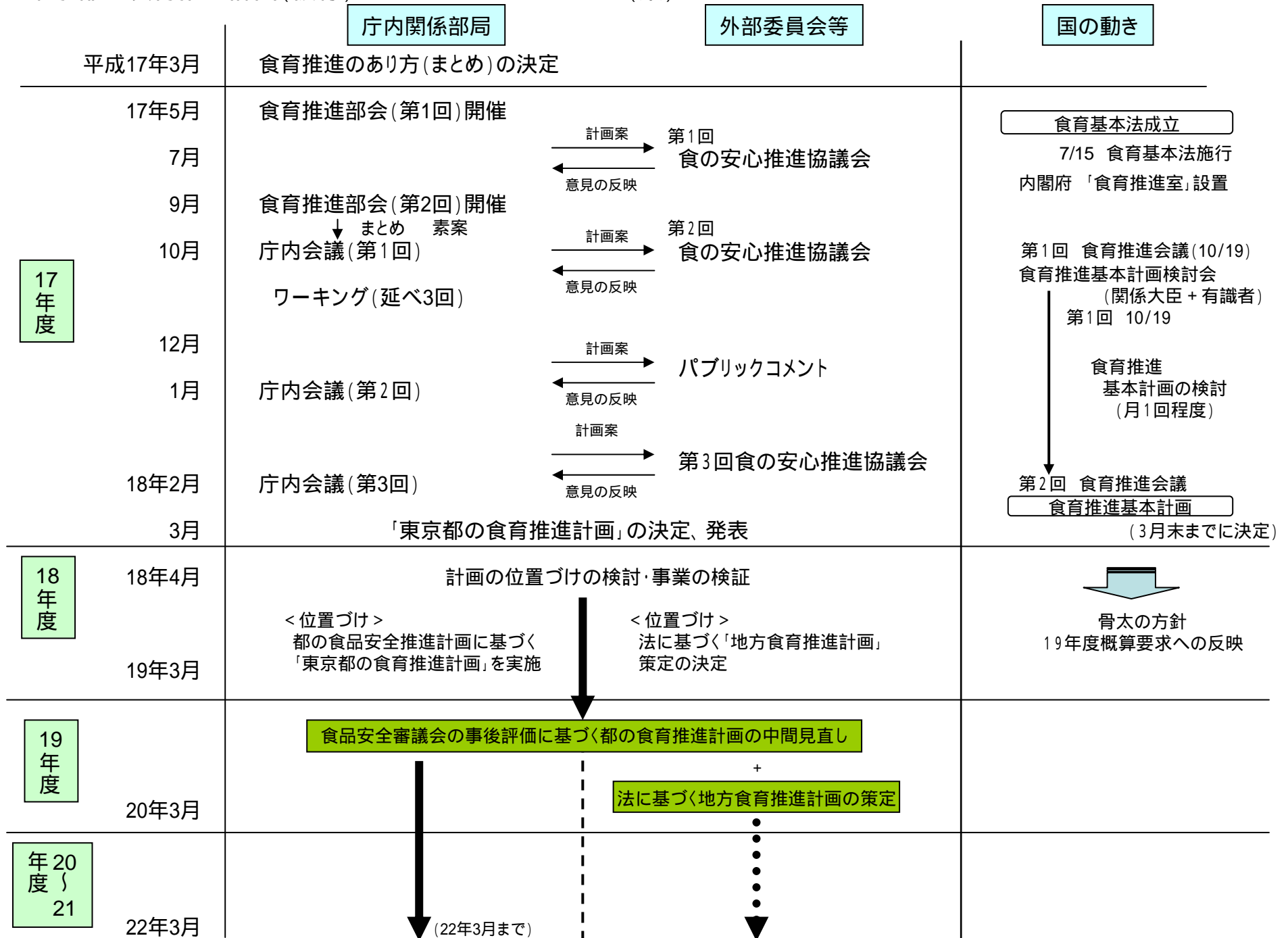


「東京都の食育推進計画(仮称)」のスケジュールについて(案)



東京都の食育を推進するための計画 (案)

食育推進のあり方を踏まえた素案。
食育基本計画(国)を見据えた構成。

平成17年10月24日
第2回食の安心推進協議会

基本構成(案)

第2章 総合的な食育の推進 (計画に位置づけられることが想定される事業のイメージ)

第1章 計画の策定にあたって

- 1 目的
- 2 食をめぐる問題
- 3 これまでの取組みと課題
- 4 計画の目標と重点的な取組み

(1) 目標

- ・「食」について自ら考え、判断できる人を育てる
- ・心身の健康を増進する食生活を実践できる人を育てる
- ・自然の恩恵や食を理解できる人を育てる

(2) 重点的な取組み

- ・総合的な情報提供の仕組みづくり
- ・活動の核となる人材の育成
- ・交流と体験学習の場の創出

第2章 総合的な食育の推進

- 1 食育発信の拠点づくり
- 2 家庭における食育の推進
- 3 学校、保育園等における食育の推進
- 4 食品関連事業者等における食育の推進
- 5 地域における食生活の改善のための取組の推進
- 6 生産者と消費者との交流促進
- 7 食文化の継承のための活動への支援
- 8 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査及び情報の提供

第3章 推進体制

- ・食育推進会議等

	総合的な情報提供の仕組みづくり	活動の核となる人材の育成	交流と体験学習の場の創出
食育発信の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・食育総合WEB ・派遣講師人材バンク ・ライブラリー(図書、ビデオ等) ・キャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> 養成講座や交流セミナー ・ITを活用したネットワーク形成 ・食育カリキュラム企画 ・異分野や他の団体との交流調整能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産体験学習の受入れ(農業、畜産のふれあい) ・食品加工実習
家庭における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における食育プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAなどに対する講習会、活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子料理教室
学校、保育園等における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育ゲーム類の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教職員等の養成 生産体験学習の研修 学校給食の栄養士等 ・生産体験学習テキストの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・学童農園、体験農園の支援 ・地域食材を利用した給食支援
食品関係事業者等における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外食、中食への食事バランスガイド活用事例 ・見学体験受入れ施設マップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の取組みへの支援(ガイド役養成など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子対象のイベント ・見学体験者受入れマニュアルの作成
地域における食生活の改善のための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食事バランスガイド活用事例集 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育活動リーダー講習会 ・活動報告会 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、企業の行う料理教室 子ども向け、大人向け
生産者と消費者との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・活動事例コンテスト、普及 ・産地交流会の情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験農園などのリーダー ・NPOなどイベント企画 カリキュラム、事故防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産体験農園の拡充支援 ・グリーンツーリズム
食文化の継承の活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催(共催、後援) ・東京の名産、老舗ガイド 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本食や郷土料理、基礎的な作法を伝える人材養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理、地元産物を利用した調理講習会
食品の安全性、栄養などに関する調査及び情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全都民フォーラム ・食品安心ネットフォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・都民と事業者とのリスクコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養改善プログラムの体験

東京都の食育を推進するための計画 食育推進部会まとめ（案）

第1章 計画の策定にあたって はじめに

健全な食生活は、健康的な心身と豊かな人間性を育み、生きる力の礎となる。

しかし近年、都民の食の安全・安心に対する関心が高まる一方で、食生活の乱れによる生活習慣病の増加や、子どもの「孤食」が増えるといった基本的な食習慣の崩れや、食の生産と消費との乖離など、食をめぐる様々な問題が生じている。

特に東京では、都民が調理済みの食品を手軽に買えるなど利便性の高い食生活に慣れていく中で、農業などの生産現場に接する機会が少なく、自然の恩恵や食に対する理解が実感となりにくくなっている。

そのため、都民の食を大切に心がけや、食により健全な心身が作られているという認識が薄れがちとなり、食に関する豊富な情報や知識が得られる環境にあっても、各自の食行動の改善につながりにくい状況にある。

それだけに都は、都民ひとり一人が、自らの食について考え、判断し、望ましい食生活を実践できるよう、子どもたちをはじめ、あらゆる世代を対象とした食育に積極的に取り組む必要がある。

このような状況を踏まえて、平成 16 年度から庁内の食育関係部局による「食育推進部会」を設け、効果的な食育推進のあり方を検討し、連携して食育に関連する事業を実施してきた。今後さらに、都が進める食育について全庁的に一体となって総合的かつ計画的に推進するため、「東京都食育推進計画」の策定に向けて、食育推進部会のまとめを行った。

1 食育推進部会まとめの目的

都民が様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現できるよう、都が進める食育の目標と重点的に取り組むべき施策の方向性を示し、地域、学校、家庭、そして社会全体で

具体的かつ総合的な活動を推進する。

2 食をめぐる問題

都民の食生活は、ライフスタイルの多様化などに伴い大きく変化した。基本的な食習慣の乱れが深刻化する中で、栄養バランスのよい日本型の食事パターンや、「食」を大切にすることを育まれてきた優れた食文化が、今日の都民の食卓から失われつつある。

(1) 食生活の乱れ

都民の栄養バランスの崩れや不規則な食事が増加していることから、子どもたちの健全な心身の成長や、成人の生活習慣病の増加など健康に対する悪影響が懸念されている。

栄養バランスの乱れ

朝食の欠食とイライラ感の高い子どもとの関連

肥満の増加と生活習慣病（糖尿病など）の増加

(2) 食の生産と消費との乖離

食の生産から製造、流通、販売、そして消費にいたる経路が、複雑化・多様化している。大消費地である東京では、生産情報が得にくく、食の安全に対する不安に結びつく一方で、食料生産の苦勞などに対する理解不足の原因となっている。

消費に占める外食・中食の割合の増加

食品の廃棄率の増加

(3) 食の安全安心

BSEなど食品の安全を脅かす問題が発生している。一人ひとりが食品の安全について関心を持ち、正しい情報を得て、適正に判断し選択できるような環境づくりが必要である。

都民の食の安全に関する関心の高まり

値段より安全性や品質を重視

3 これまでの取組と課題

これまで、都民の食生活の改善を図るため、「食生活指針」(平成12年3月、文部省、厚生省、農林水産省決定)を中心とした食生活改善や農業体験などの普及啓発を所管する部局ごとにそれぞれ進めてきた。

一方、食育の範囲は、食料生産、栄養改善、食品衛生、食文化など広範であり、食育の目標はこの広い分野を総合的かつ体験的に学ぶことではじめて達成される。

そのため、今後は、都民が様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、体験型を重視した総合的な取組みへ転換を図ることが必要である。

4 計画の目標と重点的な取組

(1) 都が進める食育の目標(基本理念)

都民一人ひとりが、次の3つを達成することにより、「生涯にわたって健康的な心身と豊かな人間性をはぐくむ」ことを基本的な目標とする。

「食」のあり方について自ら考え、判断できる人を育てる。

都民が食品による健康危害に対する正確な情報を得て、食のリスクを科学的に理解できるとともに食品の安全性、食品の選び方や組合せについて正しく判断し、選択できる人を育てる。

心身の健康を増進する健全な食生活が実践できる人を育てる。

脂質の摂取割合が多い欧米型の食事が進む中で、生活習慣病の予防など健康増進の面から主食、主菜、副菜を基本として、ごはんを中心におかずを組み合わせるといった伝統的な「日本型食生活」を取り戻すなど、望ましい食習慣を身につける。

自然の恩恵や食への理解を深めることができる人を育てる。

「食」をめぐる環境の変化の中で、自らの食生活が、自然の恩恵や

食に関わる人々の様々な活動により成り立ち、支えられていることに都民が感謝の念や理解を深め、食べ物や食事を大切にすることを育む。食料の安定供給や環境と調和した食料生産の重要性を認識した上で、食文化を大切にし、自らの食生活を見直していく。

(2) 重点的な取組み

食育の目標を達成するために、関係局は連携して重点的な取組を効果的に推進するとともに、地域で食育を行う団体などの自主的な取組を促進するための仕組みづくりを行い、積極的に活動を支援していく。

情報提供の仕組みの構築

食の安全・安心に関する情報や体験学習に関する情報を伝える。

食育に関する情報を都民がアクセスしやすいように発信

科学的な情報をわかりやすく伝える仕組みづくり

都民の食に関する疑問に答える窓口の充実

地域の食育の核となる人材を育成

地域の食育のリーダーに対して、さまざまな分野の知識や情報を提供するとともに、効果的な体験学習の企画力や催しなどの運営のノウハウ、さらには、人やグループ相互の交流を進めるコーディネーターとしての調整能力などを育成することにより、食育活動の内容の充実と活性化を図る。

地域で食育を進める人材を育成

食育の核となる人材の活動を支援する

各人材及びグループのネットワーク化

交流と学習の場の整備

東京では都民の身近な環境から食の生産現場が遠ざかったため、自然と人間とのかかわりを学ぶ機会を作る。

都民が生産や調理などの体験ができる環境を整備

食を大切にする心や健全な食生活を習慣化して実践できるよう

学習のシステムを作る。

第2章 総合的な食育の推進

食育の成果を得るためには、都民一人ひとりが自分や家族の問題として「食」を見つめ直すとともに、地域、家庭、学校等における活動へ積極的に参加・協力をし、ていくことが望ましい。

そのため、今後都が、食育を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策としては、次のような取組を行う検討が必要である。

1 食育発信の拠点づくり

地域で行う食育活動を総合的に支援するため、情報の受発信、人材育成、交流と体験学習の場のセンター機能をもつ活動拠点を整備する。

2 家庭における食育の推進

親及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣を身につけるとともに、食卓のコミュニケーションの場としての機能が回復されるよう地域や学校との連携体制を作り、支援する。

3 学校、保育所等における食育の推進

子どもたちが食に関して、興味と関心を持つような教材や魅力ある体験学習のプログラムを研究開発する。子どもたちへの食育を推進するために学校、保育所等を支援する。

(これまでの都の取組み例)

教員や学校栄養職員等に対する研修

学童農園、体験農園の支援

都内産食材を利用して生産者と交流を図る学校給食の支援

3 食品関係事業者における食育の推進

食の外部的が進む中で、食品の製造・加工業者や流通・販売業者等が都民の健全な食生活のために果たす役割を認識し、積極的な取組を行うよう支援

する。

4 地域における食生活改善のための取組の推進
健康的な心身を養う基礎となる食習慣や食生活の改善を推進し、地域で活動している食育推進団体とのネットワーク作りと活動支援を進める。

5 生産者と消費者との交流の促進
生産者と消費者との相互理解を図ることで、自らの食が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な努力によって成り立っていることを理解する。

6 食文化の継承のための活動への支援等
伝統的な行事や食事作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化などを継承するため、これらに関する情報の収集、知識の普及啓発など必要な施策を講じる。

7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査及び情報の提供
適切な食生活の選択に資するよう、食品の安全性、栄養、食料の生産、流通及び消費などについて調査及び研究を行い、都民に対し積極的に情報を提供していく。

第3章 食育事業の推進

今後、都及び区市町村や民間団体などの活動について、食育の各分野の専門家や地域の食育リーダーなどの意見を反映させながら、東京都独自の「食育推進計画」をとりまとめ、都における食育を総合的かつ計画的に推進していく。

(1) 計画の周知

(2) 計画の実施体制

(3) 進行管理と実施結果の評価

【参考：食育基本法から抜粋】

国民運動として推進していく食育の取り組み事例

- 1 家庭における食育の推進
 - ・ 親子料理教室など望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供
 - ・ 健康美など適切な栄養管理に関する知識普及や情報の提供
 - ・ 妊産婦や乳幼児を対象とした栄養指導
- 2 学校、保育所等における食育の推進
 - ・ 学校、保健所などにおける食育を推進するための指針作成
 - ・ 食育を指導する職員の配置、指導的立場にある者の意識啓発など、指導体制の整備
 - ・ 地域の特色を生かした学校給食の実施
 - ・ 農場等での実習や食品の調理など様々な体験活動
- 3 地域における食生活の改善のための取り組みの推進
 - ・ 健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発
 - ・ 食育の専門的知識を有する人の養成や活動支援
 - ・ 保健所、区市町村保健センターなどでの普及啓発
 - ・ 医療機関等における普及啓発
 - ・ 食品関係事業者などへの活動支援
- 4 食育推進運動の展開
 - ・ 食育の推進のための行事の開催
 - ・ 食育活動を重点的に推進する期間の指定
 - ・ ポラソライアとの連携
- 5 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 - ・ 農林水産物の生産、食品の製造、流通などにおける消費者による体験活動の促進
 - ・ 学校給食等における農林水産物の地産地消の促進
 - ・ 食品廃棄物の発生抑制や再生利用
- 6 食文化の継承のための活動への支援
 - ・ 食文化に関する知識の普及
- 7 食品の安全性、栄養などに関する調査
 - ・ 調査研究
 - 適切な食生活の選択に資するよう、食品の安全性、栄養、食料の生産、流通及び消費などについて調査及び研究を行う。
 - ・ 正確な情報提供各種の情報収集、整理及び提供、その他の食に関する正確な情報を迅速に提供。